

別表十二(十二)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(十二) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称	1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	・		
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	
翌期繰越額の計算	当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計 (4)+(5)+(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8					
当期積立額	9						
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額 (11)-(8) (マイナスの場合は0)	11					
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
	(11)×(13)	14	円	円	円	円	
	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9)-(15)	16					円	
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17						
貸借対照表に「9」欄	18						
<p>特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10379」</p> <p>③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
積立期間の終了翌日から2年を経過した日の特別修繕準備金の金額	24						
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24						
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算							
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平	・	・	円	
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26				円	
	当期の月数 120	27	—				
	10年平均等取崩金額 (26)×(27)	28				円	
	同上以外の場合による益金算入額	29					
	当期益金算入額 (((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30					
	期首特別修繕準備金の金額	31					円
	当期益金算入額 (30)	32					
	期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33					
	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引 (34)-(33)	35					
当期積立額	36						
貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-(34)-前期の(34))	37						
計 (36)+(37)	38						
前期末における差額 (前期の(35))	39						